地域の複合組織の比較【未完】

参考資料

～校区まちづくり協議会と地区福祉委員会～

更新：2018.02.21　　　　　　　　　　　　 特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク　調べ

（八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」委託運営団体）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **校区まちづくり協議会** | **比較** | **地区福祉委員会** |
| 「校区まちづくり協議会」は、各小学校区を「地域」の基本単位として、住民が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色をいかして、身近な地域の課題を解決するための組織です。  　各小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「わがまち推進計画」の実現をめざして、八尾市との協働のもとに、地域住民が一体となって、地域の課題解決を図り、「住みよいまちづくり」を実現することを目的としています。 | 概要・目的 | 地区福祉委員会は、社会福祉協議会を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。  おおむね小学校区を単位とし、社会福祉協議会と連携して福祉のまちづくりのため、それぞれの地区に応じた活動をしています。 |
| 小学校区内の地域に関わる各種団体が参画してできた組織です。自治振興委員会・民生委員児童委員・赤十字奉仕団・青少年育成連絡協議会・保護司会・更生保護女性会・高齢クラブ・PTA、子ども会育成会等 | 構成 | 市内各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会等の地域団体や民生委員児童委員等で構成される住民組織です。 |
| 目標2：「子どもが健やかに育つまち」  ➔ジュニアリーダー自然体験活動  目標3：「住民同士の絆をつむいでいくまち」  ➔山本小学校盆踊り大会・  ふれあい喫茶・玉串川桜まつり  目標4：「安全・安心のまち」  ➔防災訓練・防犯青色パトロール・  防犯カメラの設置  目標5：「健康を促進するまち」  ➔ノルディックウォーク体験活動 | 事業内容 | 地区福祉委員会は、生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、小地域ネットワーク活動を主な取り組みとして、福祉の風土作りを進めています。 |
| 校区まちづくり交付金  （補助率を設けない交付金＝均等割+人口割+各種加算）  （自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援が目的） | 予算 | 補助金：小地域ネットワーク活動  その他： |
| 八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」  八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例【裏面】 | 行政等の計画・  条例 | 第3次 八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画 |
| 平成22年度から「校区まちづくり協議会設立準備会」が出来、平成25年11月末にすべての校区で「校区まちづくり協議会」へ移行された。 | 特記事項 | 八尾市社会福祉協議会は、1951（昭和26）年に設置。  地区福祉委員会は、1959（昭和34）年からおおむね小学校区を単位に32地区に設置。 |

* 校区まちづくり協議会の事業内容は、山本小学校区まちづくり協議会の事業内容をサンプルに記載。
* 出典
  + インターネット「社会福祉法人　八尾市社会福祉協議会」及び「八尾市」
  + 八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」後期基本計画（目的別計画）及び（地域別計画）【2016年3月策定】
  + 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例【2006年3月制定】
  + 第3次 八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画【2013（平成25）年3月策定】

参考

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例　【一部抜粋】

平成18年3月31日

条例第20号

改正 平成24年10月1日条例第24号

（校区まちづくり協議会）

第10条の２　市民は、第５条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場で出された

地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、

小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置す

ることができる。

２　市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。

３　協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の

意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。

４　市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必

要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものと

する。

５　市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事

項を別に定めるものとする。

（わがまち推進計画）

第10条の３　協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当

たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活

動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとす

る。

２　協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、

適切な進行管理に努めなければならない。

３　市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に

即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その

実現に努めなければならない。